

知財取引の「新ルール」：令和8年6月公表・知的財産取引指針の徹底解説

知財取引を取り巻く現状（実態調査結果）



知財保有企業の
約50%が
「チェック体制なし」

知財やノウハウを持つ企業の半数が、社内担当者や外部専門家などの取引条件を確認する体制を整えていない。

15.8%



15.8%が
「納得できない条件」
を受け入れ

知財権を持つ事業者の一定数が、不利な条件での契約を余儀なくされており、知財の「値上げ」が深刻な課題となっている。



NDAなしでの取引強要も

秘密保持契約（NDA）を結ばないままの取引や、片発的（一方にのみ有利）なNDAを強要された経験を持つ事業者が約7%存在する。

要注意！独占禁止法上の問題となり得る行為（約70事例より）



ノウハウの一方的な開示・流用

技術情報や設計図面、工場見学などを通じてノウハウを無償で提供させたり、開示された技術を勝手に利用したりする行為。



リスクの一方的転嫁

第三者との知財権リスク（侵害賠償責任）を、補償事由に関わらず受注者側に一方的に負担させること。



知的財産権の不当な「無償譲渡」要請

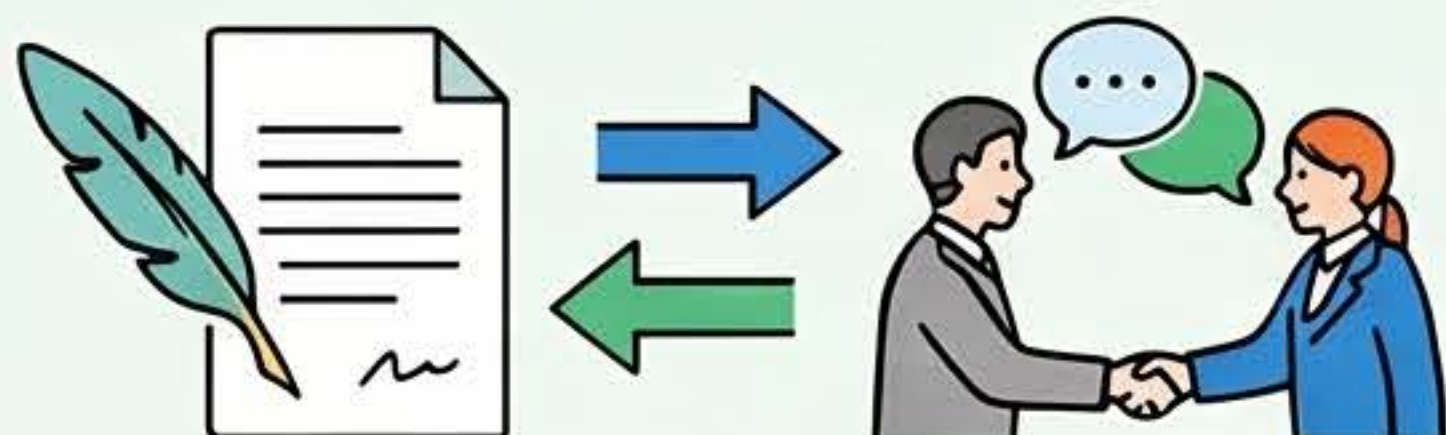
著作権の無償譲渡や無償ライセンスを求め、また濫用者人権を行使させない気遣いを盛り込むことは問題となるおそれがある。



出願干渉と共同開発成果の独占

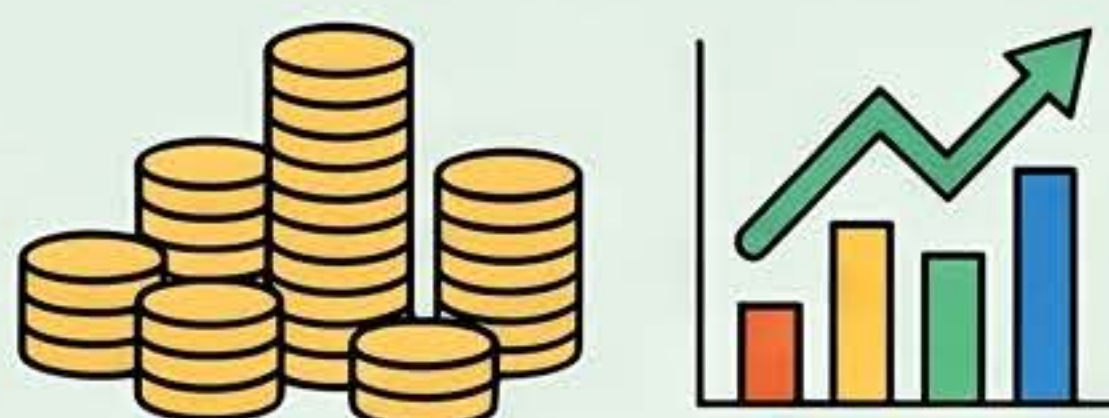
相手方の特許出願を不当に制限したり、共同研究の成果を貢献度に関わらず一方的に自社へ帰属させたりする行為。

適正な取引に向けた4つの柱



取引条件の「書面化」と「協議」

事実上の商慣習に頼らず、提示理由を十分説明した上で、合意内容を必ず書面（契約書）で記録に残す。



多様な対価設定の導入

一時金だけでなく、レベニューシェア（売上連動）などの報酬体系を検討し、成果物の工費と知財の対価を明確に区分する。



成果の帰属は「貢献度」で決定

共同開発の成果は貢献に応じて分け合い、一方に帰属させる場合は「不実施補償」などの適切な対価を支払う。

既存技術

共同成果

既存技術（固有知財）の定義

契約前から保有していた技術と、共同開発で得られた成果を明確に区別し、混同を防止する。

【立場別】今すぐ取り組むべき実務対応



発注者（大企業）：契約書の棚卸し

既存のNDAや基本契約が、指針の約70事例に抵触していないか直ちにチェックし、コンプライアンス体制を更新する。



受注者（中小企業）：指針を交渉の武器に

不利な条件を提示された際は、政府の指針や振興基準を根拠に提示し、対等な協議を求める。



記録の徹底（証拠の確保）

仕様決定の経緯や発注者の指示を書面で記録し、将来的な紛争や責任転嫁に備える。